



医療福祉相談室 だより

2013年3月
第5号

松和会 MSW 部会

人工透析を始められた患者さまの経済的負担が軽減されるよう医療費の公的助成制度が確立されています。今回はその中のひとつである重度障害者医療費助成制度(事業名: 重度障害者医療費給付補助事業)についてご説明いたします。

重度障害者医療費助成制度(障)について ※神奈川県

制度概要

神奈川県にお住まいの方が利用できる制度で、通称(障)「マルショウ」と呼ばれています。透析医療にかかわらず、保険診療分の自己負担額を助成する制度です。入院時食事療養費、保険適用外の医療費等は助成の対象外です。

対象者

- ・ 身体障害者手帳のおおむね1・2級(内部障害は3級)を所持する方
 - ・ 健康保険に加入している方(※生活保護受給者は対象外です)
- ※一部の自治体において、透析導入時の年齢や所得制限を設けております。交付の対象とならない場合がありますのでご確認ください。(H24年9月現在)

申請受付

住所地を管轄する市区役所・町村役場の担当窓口

(障害福祉課、福祉課、保健福祉課、保険年金課他)

申請に必要なもの

- ・ 重度障害者医療証交付申請書(申請受付窓口にあります)
- ・ 健康保険証
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 印鑑
- ・ 課税証明書※
※自治体によって必要

医療費の払戻申請について

県外で受診された場合、一度医療機関の窓口でお支払いが必要になります。診療月の翌月から、市役所にて払戻申請の手続きをすることで自己負担額が助成されます。

《必要なもの》

領収書 保険証 医療証(マル障)
印鑑 通帳

詳しくは各市区役所・町村役場にお問い合わせください

